

消防の動き



● 9月9日は救急の日



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



巻頭言 就任にあたって（消防庁長官 青木 信之）

Report

平成27年1月～12月の製品火災に関する調査結果	6
平成27年（1月～12月）における火災の状況	8
消防庁防災業務計画の修正	10
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める 物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要	11

Topics

「平成28年度救急業務のあり方に関する検討会」の開催	12
「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」の開催	13
「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の 高度化に関する検討会」の開催	14
「第16回レスキューロボットコンテスト」における消防庁長官賞の授与について	15
平成28年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催	16
平成28年度「子ども霞が関見学デー」の開催	17

先進事例紹介

広域化による消防体制の充実強化（埼玉県 草加八潮消防局）	19
「小児救急支援アプリ」について（大阪府 大阪市消防局）	21
子育て世代に対する「救急受診ガイド」の利用促進 ～ウェブメディア「cozreマガジン」と連携した効果的な広報～ （神奈川県 横浜市消防局）	24

消防通信～望楼

松戸市消防局（千葉県）／東京消防庁国分寺消防署（東京都） さいたま市消防局（埼玉県）／東大阪市消防局（大阪府）	25
--	----

消防大学校だより

火災調査科第31期～模擬家屋火災実習の概要～	26
教育訓練の実施状況（平成28年4月～7月実施分）	27

報道発表

最近の報道発表（平成28年7月24日～平成28年8月23日）	28
--------------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成28年7月24日～平成28年8月23日）	29
広報テーマ（9月・10月分）	29

お知らせ

敬老の日に「火の用心」の贈り物「住宅防火・防災キャンペーン」（9月1日～9月21日）	30
事業所の消防団活動への理解・協力について	31



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって



消防庁長官 青木 信之

6月30日付けで消防庁長官に就任しました。消防庁勤務は11年ぶりとなりますが、国民の命を守る消防防災行政の推進に力を尽くしてまいりたいという覚悟であります。

私は、昭和57年に当時の自治省に入省し、7月1日に長崎県に赴任しました。赴任後雨が降り続き、7月23日、時間雨量180ミリを超える大雨により、死者・行方不明者が299人にのぼる大水害が起きました。役人人生の出発点において、こうした大きな災害に遭遇したわけであり、災害対策は、ある意味で自分の原点という思いであります。

本年4月には、熊本地震が起きました。14日に震度7の前震が、16日未明に震度7の本震が起きたわけです。7月末には、熊本に赴き、多くの関係者の方々から、その時のお話を伺うことができました。

多くの市町村長さんからまずもって伺ったお話は消防団の活躍でした。倒壊した家屋からの住民の救助、避難所の運営、人がいなくなった被災地域における警ら活動など、消防団の活動ぶりについて、涙をながさんばかり感謝していました。消防団の皆さんも被災していたわけですが、日頃から訓練をしている、地域の状況をつぶさに知っている、住民の顔を知っている消防団が頼りだったのです。

もちろん常備消防も大きな活躍をしました。相当に苦勞されたと思います。14日の前震の際には九州全域から、16日の本震の際には西日本各地から、消防庁長官の求めに応じ緊急消防援助隊が派遣されました。最も多い時期は2,000名を超えました。緊急消防援助隊相互の連携のみならず、消防、警察、自衛隊の連携についてもスムーズだったという声が多かったかと思います。緊急消防援助隊については、平成30年度末までに6,000隊に増強することとしており、その機能強化に努めてまいります。

この熊本地震においては、関係者の努力により地震そのものにより亡くなられた方は50人とどまっていたわけですが、幸運に恵まれた点もありました。同じ震度7でも、本震の揺れはかなり大きかったわけですが、前震により多くの住民は避難していた、前震の時点で消防は救助活動を開始し、本震の際には緊急消防援助隊も配置についていたわけですから。果たして、前震と本震のタイミングが逆であったならばと思うと背筋が凍る思いです。本震が起きたのは夜中の1時25分ですが、これが昼間の1時25分であったならば、たとえば本震で天井が落ちたショッピングモールだけでも多くの死傷者が生じたかもしれません。いろいろなことを想定しつつ、今後の対策に生かしていかなければならないと考えています。

我が国においては、今後ますます高齢化が進みます。過疎地は更に過疎化が進み、大都市部においても一人暮らしの高齢者が急増します。厳しい財政状況が続かざるを得ないことを考えれば、更に消防の広域化等による消防の対応能力の強化、救急業務の効率化、火災予防の強化を図る必要がありますが、特に大きな災害が起きた際に、災害情報を高齢者など支援が必要な方々にお届けする仕組みを構築することが重要であると考えています。その上で、それぞれの地域において、消防団、自主防災組織などによる総合的な防災力を高めていくことが求められます。簡単なことではないかもしれませんが、皆さんの協力を得て一歩ずつ進めてまいりたいと考えております。

9月9日は救急の日

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月4日（日）から9月10日（土）までが「救急医療週間」です。この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事を開催しています。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議の上、定めることとしていますが、その実施に当たっては、次の事項に重点をおいています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適正な利用方法の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適正な利用方法について普及を図ります。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、

1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。



「救急の日」ポスター

3 救急医療週間に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」に合わせて、救急業務の推進に貢献があった個人・団体に対し、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



平成27年度救急功労者表彰

(2) 「救急の日2016」

消防庁、厚生労働省、一般社団法人日本救急医学会及び一般財団法人日本救急医療財団の共催により9月4日(日) アクアシティお台場(3階アクアアリーナ)において「救急の日2016」のイベントを開催します。

今回も救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、子供たちへの簡単救命講習(心肺蘇生法を中心とした応急手当の実技指導)や、救急車の適正利用ショートムービーコンテストなどを行います。また、全国消防イメージキャラクターの「消太」に加え、日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」、そして群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」も登場し、救急の日を盛り上げていただく予定です。



「救急の日」オープニングセレモニー(平成27年)



子供たちによる心肺蘇生法講習の様子(平成27年)

4 おわりに

今年も全国各地で種々の行事が行われますが、これらの機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様にも再認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況を始め、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様にも「救急車の適正な利用」に対する御理解と御協力が得られることを期待しています。



「救急の日」全体風景(平成27年)

問い合わせ先

消防庁救急企画室 森川専門官、勝森係長、足立事務官
TEL: 03-5253-7529

平成27年1月～12月の製品火災に関する調査結果

予防課

1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

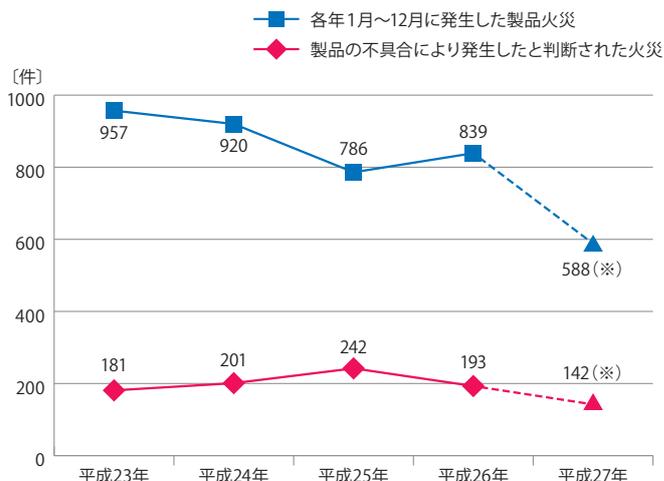
消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎にその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を推進しています。

2 平成27年1月～12月の製品火災に関する調査結果について

消防庁では、平成27年1月～12月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、消防機関から調査結果の報告があったものについて、発生件数や「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品情報等について調査しました。

その結果、「現在調査中の火災」を除く製品火災全体の発生件数は588件であり、そのうち「製品の不具合により発生したと判断された火災」は142件でした（残る446件は「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断ができなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」です）（表1参照）。なお、「現在調査中の火災」は182件となっています。

最近5年間における製品火災件数の推移



※平成27年中の製品火災件数については、平成28年6月時点のものである。これ以外に消防機関が調査中のものが182件あるため、今後の調査結果により件数が増加する見込み。

また、平成27年1月～12月に製品の不具合により発生したと判断された火災のうち、件数が2以上あった製品は以下のとおりとなっており、すべて社告等により示された不具合によるものでした（表2参照）。

これらの製品の不具合により発生したと判断された火災については、製品の種類ごとに火災件数を集計し、製造事業者名、製品名、型式などを公表し、国民へ危険情報を発信しております*。

さらに、消防庁では、火災予防啓発や火災原因調査に活用していただくため、全国の消防機関に、製品火災に関する調査結果を通知するとともに、各消防本部等から収集した火災原因調査の結果を消費者庁に対して情報提

表1：平成27年中の製品火災の調査結果

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全 体
平成27年1月～12月に発生した製品火災（調査中のものを除く。）	268	268	52	588
製品の不具合により発生したと判断された火災	27	97	18	142

供し、自動車等については国土交通省と、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と連携を図りながら、製品に起因する火災の再発防止を推進しています。（※消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_7.html）

表2：「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品

製品の不具合により火災が発生したと判断されたもののうち、平成27年1月～12月に件数が2以上あった製品
(該当件数、製造事業者等名50音順)

製造事業者等	製品名	型式	件数	備考	下記期間における火災件数	
					平成26年 1～12月 (※1)	平成28年 1～3月 (※2)
パナソニック株式会社	ノートパソコン用 バッテリーパック	CF-S10シリーズ用	13	社告により示された不 具合によるものである。	7	3
岩谷産業株式会社	トーチバーナー	CB-TC-CPRO3	4	社告により示された不 具合によるものである。	2	1
株式会社トップランド	リチウムイオン電池内蔵充電器 (スマートフォン用)	LA-2600	4	社告により示された不 具合によるものである。	4	0
小泉成器株式会社	電子レンジ	KRD-0106	2	社告により示された不 具合によるものである。	2	0
燦坤日本電器株式会社	電気ストーブ (カーボンヒーター)	TSK-5328CT	2	社告により示された不 具合によるものである。	0	0
スズキ株式会社	エブリイ	EBD-DA64V	2	社告により示された不 具合によるものである。	0	0
日立アプライアンス株式会社	洗濯乾燥機	NW-D8AX	2	社告により示された不 具合によるものである。	0	0
日立アプライアンス株式会社	電気こんろ	HT-1250	2	社告により示された不 具合によるものである。	0	0
本田技研工業株式会社	VEZEL (ヴェゼル)	DBA-RU1	2	社告により示された不 具合によるものである。	0	1
本田技研工業株式会社	フィット	DBA-GD1	2	社告により示された不 具合によるものである。	0	0

※1 平成26年1月～12月に左記製品の不具合により発生したと判断された火災件数です。

※2 平成28年1月～3月に左記製品の不具合により発生したと判断された火災件数です。

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、引き続き、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を

行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安全・安心の確保に努めてまいります。

問い合わせ先

消防庁予防課 小富士、齋藤、土肥
TEL: 03-5253-7523

平成27年(1月～12月)における火災の状況

防災情報室

1 総出火件数は、39,111件、前年同期より4,630件の減少

平成27年(1月～12月)における総出火件数は、39,111件で、前年同期より4,630件減少(-10.6%)しています。

これは、おおよそ1日当たり107件、13分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成27年(1月～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年比	増減率(%)
建物火災	22,197	56.8%	▲1,444	-6.1%
車両火災	4,188	10.7%	▲279	-6.2%
林野火災	1,106	2.8%	▲388	-26.0%
船舶火災	97	0.2%	11	12.8%
航空機火災	7	0.0%	6	600.0%
その他火災	11,516	29.4%	▲2,536	-18.0%
総火災件数	39,111	100%	▲4,630	-10.6%

2 総死者数は、1,563人、前年同期より115人の減少

火災による総死者数は、1,563人で、前年同期より115人減少(-6.9%)しています。

また、火災による負傷者は、6,309人で、前年同期より251人減少(-3.8%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、914人、前年同期より92人の減少

建物火災における死者1,220人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,020人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、914人で、前年同期より92人減少(-9.1%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、83.6%で、出火件数の割合54.5%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)914人のうち、65歳以上の高齢者は611人(66.8%)で、前年同期より88人減少(-12.6%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ477人(67人の減・-12.3%)、着衣着火40人(32人の減・-44.4%)、出火後再進入17人(5人の増・+41.7%)、その他380人(2人の増・+0.5%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の39,111件を出火原因別にみると、「放火」4,033件(10.3%)、「たばこ」3,638件(9.3%)、「こんろ」3,497件(8.9%)、「放火の疑い」2,469件(6.3%)、「たき火」2,305件(5.9%)、の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、すべての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成27年度は全国4か所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、6,502件、総火災件数の16.6%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,106件で、前年同期より388件減少（-26.0%）し、延べ焼損面積は約538.4haで、前年同期より約523.4ha減少（-49.3%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成27年1月14日消防特第8号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成27年は「伝えよう 森の大事さ 火の怖さ」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

消防庁防災業務計画の修正

防災課

平成28年5月31日に中央防災会議が開催され、防災基本計画が修正されました。この修正を受け、消防庁防災業務計画において、消防庁としても下記の内容について地方公共団体への助言を行うこととしています。

① 避難勧告等の発令や避難誘導等について、複合的な災害が発生することを考慮

土砂災害、中小河川の氾濫、大河川の氾濫といったリードタイムの異なる様々な災害が連続して発生することがあります。このため、適切な住民等の避難誘導を図るため、防災関係機関、自主防災組織等との連携に留意しつつ、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮することについて記載することとしました。

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

第1編 基本対策編

第3章 災害予防

第7節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え

7 避難の受入れ体制の整備

(4) 避難誘導体制の整備

適切な住民等の避難誘導を図るため、防災関係機関、自主防災組織等との連携に留意しつつ、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮するよう努めた避難方法を定めるとともに、住民等への迅速な情報の伝達体制、要配慮者に対する支援体制の整備を図るよう助言等を行う。

② 風水害災害に際し、周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や、屋内安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意

既に河川の氾濫が始まっていたり、夜間や風雨が強かったりするような状況で、指定緊急避難場所まで避難することがかえって危険な場合があります。このような場合は、近隣の堅牢で高い建物避難することが望ましく、それすらも危険な場合は、自宅内のできるだけ高い場所にとどまる屋内安全確保をとることが避難行動としての

確なことがあります。このような状況に応じた避難行動の選択肢について、緊急時はもちろんのこと、平時から住民に周知をはかることが必要なことから、周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や、屋内安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意することについて記載することとしました。

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

第2編 個別災害対策編

第3章 風水害対策

第4節 災害応急対策

3 警戒避難対策

風水害関係情報の把握により、災害の発生が懸念されるときは、速やかに職員の動員配備を行い、災害危険箇所・区域の警戒巡視等警戒体制を強化するよう必要に応じ助言等を行う。

また、災害の発生するおそれがある地域においては、避難指示、避難勧告、避難準備情報等の実施、関係住民への情報伝達、避難誘導、避難先の開設、安否確認の実施等適切な避難対策を講じるよう必要に応じ助言等を行う。その際、災害の状況や周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や、屋内安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意するものとする。

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等について必要に応じ助言等を行う。

避難指示、避難勧告、避難準備情報等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備及び必要に応じ定期的な見直しを行うよう必要に応じ助言等を行う。

このほか、

- ・関係機関と顔の見える関係を構築し信頼感を醸成
- ・NPO・NGO等のボランティア団体等と連携のとれた支援活動を展開

などについて、修正が行われました。

消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページに掲載していますので御参照ください。(www.fdma.go.jp/other/pdf/bousaigyomukeikaku.pdf)

問い合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526 FAX: 03-5253-7536

危険物の規制に関する 政令別表第一及び同令 別表第二の総務省令で 定める物質及び数量を 指定する省令の一部を 改正する省令の概要

危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成28年総務省令第80号。以下「改正省令」という。）を、平成28年8月8日に公布しました。

本改正省令は、シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）を、消防活動阻害物質として指定するため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「指定省令」という。）の一部を改正するものです。

以下、この改正省令の概要について紹介します。

2 消防活動阻害物質について

消防活動阻害物質とは、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3において、火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で政令で定めるものを行い、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされています。これは、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発、あるいは有毒のガス等を発生するなど、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性があるためです。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第303号）第1条の10第1項第6号において、毒物及び劇物取締

法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2に掲げる物質が、消防活動阻害物質として届出が必要な場合の数量とともに規定されています。また、別表第2(18)には、「水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」と規定され、指定省令において消防活動阻害物質を指定しています。

3 消防活動阻害物質への追加

この改正を受けて、消防庁では、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（座長：田村昌三東京大学名誉教授）」において、シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）について、消防活動阻害物質に該当するか検討を行ったところ、流通実態を考慮した上、消防法上の危険物には非該当であり、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することが確認されたことから、消防活動阻害物質として指定することが適当であるとの報告が取りまとめられました。本報告を踏まえ、指定省令第2条の表中（33）に「シアナミド及びこれを含有する製剤（ただし、シアナミド10%以下を含有するものを除く。）」を加える改正を行いました（平成29年3月1日施行）。

4 おわりに

シアナミド製剤として主なものは農薬や医薬品であり、農薬や医薬品を製造する事業所での貯蔵が予想されます。今回の改正により、各消防本部等においては、シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）を、200キログラム以上、貯蔵等する者は、新たに届出が必要となる旨を、管内事業所に周知するとともに、本物質の性質を踏まえ、消火活動に当たって留意することが必要です。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 白石、谷口（尚）
TEL: 03-5253-7524



「平成28年度救急業務のあり方に関する検討会」の開催

救急企画室

1 はじめに

平成27年中の救急自動車による救急出動件数は約605万件（速報値）と過去最多となり、119番通報から病院収容までの平均所要時間は39.4分（平成27年版「救急・救助の現況」）と延伸を続けています。今後も高齢化の進展等による救急需要の増大が予想されます。また、大規模災害への対応など、救急を取り巻く諸課題への対応策について検討する必要があります。

「平成28年度救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）では、救急車の適正利用の推進と救急業務の円滑な活動及び質の向上等を主軸とし、救急車の適正利用の推進については、緊急度判定体系と救急安心センター事業（#7119）の普及や効果的な広報のあり方について検討します。また、救急業務の円滑な活動及び質の向上については、救急業務に携わる職員等の教育や効果的な救急業務の推進について検討する目的で、第1回目の検討会を平成28年8月4日（木）に開催しました。

2 検討事項

検討事項については次のとおりです。

- ① 救急車の適正利用の推進
 - I. 緊急度判定体系の普及（WG設置）
 - II. 救急安心センター事業（#7119）の普及
 - III. 効果的な普及啓発の検討
 - IV. 消防と関係他機関（福祉、民間等）との連携
- ② 救急業務の円滑な活動及び質の向上
 - V. 救急業務に携わる職員等の教育
 - ・通信指令員の救急に係る教育テキストの改訂
 - ・WEBコンテンツ（e-ラーニング）の改訂
 - ・救急活動プロトコル（救急隊）の検討（WG設置）
 - VI. 効果的な救急業務の推進
- ③ その他
 - VII. 「救急・救助の現況」の見直し

3 検討会（第1回）の内容

検討会（第1回）では、委員の紹介や座長の選出が行われた後、緊急度判定体系支援ツールの普及、救急安心センター事業（#7119）の普及促進や消防と関係他機関との連携、「救急・救助の現況」の見直しなどについて、各委員が活発な意見を交わし多岐にわたり検討が進められました。

4 今後のスケジュール

- ・第2回 平成28年11月下旬（予定）
- ・第3回 平成29年2月下旬（予定）

本検討会の検討結果は、平成28年度中に「救急業務のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

平成28年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿 （五十音順）

浅利 靖	北里大学医学部救命救急医学主任教授
阿真 京子	一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表
有賀 徹	労働者健康安全機構理事長
岩田 太	上智大学法学部教授
大塚 泰史	大阪市消防局救急部長
岡本 征仁	札幌市消防局救急担当部長
後藤 敬	宮城県総務部消防課長
坂本 哲也	帝京大学医学部救急医学講座主任教授
島崎 修次	国士舘大学防災・救急救助総合研究所長
鈴川 正之	自治医科大学救急医学教室教授
田邊 晴山	救急救命東京研修所教授
田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授
松井 晶範	東京消防庁救急部長
松本 吉郎	日本医師会常任理事
柳澤 由夫	秋田県健康福祉部障害福祉課長
山口 芳裕	杏林大学医学部救急医学教授
山本 保博	一般財団法人 救急振興財団会長
横田順一郎	堺市立病院機構副理事長
横田 裕行	日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授
（オブザーバー）	
佐々木 健	厚生労働省医政局地域医療計画課長

問い合わせ先

消防庁救急企画室 山口
TEL: 03-5253-7529

「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」の開催

特殊災害室

1 検討会の趣旨・目的

近年、石油コンビナート等特別防災区域での事故件数は高い水準で推移しており、防災要員等の人材育成・技術の伝承や危険物施設等の老朽化など複合的な要素が課題となっています。

石油コンビナートでは、ひとたび事故が発生すると甚大な人的・経済的被害に発展する可能性が高く、石油コンビナート区域の防災を担う自衛防災組織等の防災要員には、安全管理を基本とした災害発生時の初動対応や公設消防との連携等、一定レベルの知識や技術の充実が必要となります。

これらを踏まえ、防災要員のための標準的な教育テキスト（案）を作成するとともに研修体制の充実強化について、検討を行うことを目的とした「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」を開催します。

2 主な調査・検討内容

(1) 実態の把握と課題の整理

アンケート調査により、防災要員の教育に関する課題や改善点等を整理。

(2) 標準的な教育テキスト（案）の作成

石油コンビナート地区を管轄する消防本部や石油コンビナートの業界団体、その他、石油コンビナートの防災に係る関係団体及び有識者を委員に迎え、防災活動に関する標準的な教育テキスト（案）を作成。

(3) 研修体制の充実強化

自衛防災組織等の研修をサポートするため、標準的な教育テキストを活用した効果的な研修体制を構築。

3 第1回検討会の開催

平成28年8月19日（金）に第1回検討会を開催し、自衛防災組織等の防災要員の現状と課題についての情報提供、教育・研修の事例紹介、海外調査の紹介及び本年度の検討課題、検討会の進め方について議論が行われました。

また、教育・研修について、より詳細な議論を行って

いくため、検討会開催要綱に基づき、分科会を設置し、同日、検討会終了後、第1回分科会を開催しました。（第1回検討会及び第1回分科会の議事資料は、消防庁のホームページに掲載しています。

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/jieibousai_kyouiku/index.html

なお、本年度中に検討結果を取りまとめる予定です。

自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会 委員等名簿

【座長】

小林 恭一 東京理科大学 総合研究院 教授

【座長代理】

西 晴樹 消防庁消防研究センター 火災災害調査部長

【委員】

青木 貴秋 四日市市消防本部 予防保安課長

伊藤 英男 危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長

今木 圭 電気事業連合会 工務部 副部長

生稲 芳博 千葉県 防災危機管理部 消防課長

大場 教子 消防大学校 調査研究部長 兼任 教務部長

奥村 研一 堺市消防局 予防部 危険物保安課長

遠原 直樹 一般社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員長

加藤 幸一 石油連盟 安全専門委員会 消防・防災部会長

川島 彰 千葉市消防局 予防部 予防課 査察対策室長

菅野 浩一 川崎市消防局 予防部 危険物課長

木村 勝之 高圧ガス保安協会 教育事業部 課長代理

鈴木 善彰 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油備蓄部環境安全課 担当調査役

武部 進 一般社団法人 日本ガス協会 技術部 製造技術グループマネージャ

田邊 弘彦 石油化学工業協会 保安・衛生委員会 消防防災専門委員長

中村 篤志 北九州市消防局 警防部 警防課長

萩原 貴浩 一般財団法人 海上災害防止センター 防災部長

穂積 克宏 神奈川県 安全防災局 安全防災部 工業保安課長

水野 厚 神戸市消防局 警防部 警防課長

吉野 恭弘 周南市消防本部 警防課長

【オブザーバー】

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質安全対策室

経済産業省 商務流通保安グループ保安課 高圧ガス保安室

国土交通省 港湾部 海岸・防災課 危機管理室

環境省 水・大気環境局総務課

海上保安庁 警備救難部 環境防災課

警察庁 警備部 警備課

全国消防長会 事業部 事業管理課

(敬称略、順不同)

問い合わせ先

消防庁予防課特殊災害室 大川

TEL: 03-5253-7528

「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会」の開催

参事官

1 背景・目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、NBC等大規模テロ災害時における消防機関の対応能力をより一層充実、向上させることが求められています。このため各消防本部の態勢等について現状分析を行った上で、これまでの訓練等において培った経験、教訓や近年のテロ災害の状況等を踏まえ、消防活動上の留意事項、活動要領及び除染要領等をまとめた現行のNBC災害に関する活動マニュアル（※）の記載内容を充実するとともに、新たに爆弾テロを含む大規模テロ災害発生時において、時系列的に各部隊に求められる活動や戦術を整理し、実践的なものとするを目的として「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会」を発足し、8月1日に第1回検討会を開催しました。

※ 平成25年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」等

2 検討項目

検討会では、主に次の項目について検討を行います。

- ① NBC等災害対応部隊の効果的な救助・検知・同定・除染要領
- ② 大規模テロ災害時における各部隊の活動・戦術（時系列的整理）
- ③ 大規模テロ災害時における最先着隊等の初動対応要領
- ④ NBC等災害対応に必要な資機材の整備等

3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討会の趣旨やスケジュールについて事務局から説明が行われた後、実態調査の結果や過去の国民保護訓練の実施状況等を踏まえ、今後の検討方針や問題点の洗い出し等について検討が行われました。

4 検討会のスケジュール

- ・第1回 平成28年8月1日
- ・第2回 平成28年10月上旬（予定）
- ・第3回 平成28年12月上旬（予定）
- ・第4回 平成29年2月中旬（予定）

本検討会の検討結果は、平成28年度中に「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会構成員（敬称略・五十音順）

【座長】	小林 恭一	東京理科大学総合研究院教授
【委員】	青木 忠	四日市市消防本部消防救急課長
	伊藤 賢司	横浜市消防局警防部警防課長
	奥村 徹	警視庁警察学校理事官参事
	河本 志朗	日本大学危機管理学部教授
	小島 敏之	さいたま市消防局警防部参事
	西條 政幸	国立感染症研究所ウイルス第1部部长
	酒寄 惠郁	川崎市消防局警防部警防担当部長警防課長事務取扱
	鈴木 雄	成田市消防本部警防課長
	瀬戸 康雄	警察庁科学警察研究所法科学第三部部长
	富永 隆志	放射線医学総合研究所緊急被ばく医療センター医長
	中村 篤	北九州市消防局警防課長
	村康 司	弘前地区消防事務組合消防本部警防課長
	平本 隆司	東京消防庁警防部特殊災害課長
	布施 明	日本医科大学大学院医学研究科救急医学准教授
	山口 芳裕	杏林大学医学部救急医学教室主任教授
	吉岡 敏治	杏林大学医学部高度救命救急センター長
		日本中毒情報センター理事長
		森ノ宮医療大学副学長
	吉田 堅一郎	全国消防長会事業企画課長
	渡邊 政義	千葉市消防局警防部警防課長



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 新村補佐、石川係長、平田事務官
TEL: 03-5253-7507

「第16回レスキューロボットコンテスト」における 消防庁長官賞の授与について

総務課／消防研究センター

1 レスキューロボットコンテストの開催について

平成28年8月6日（土）から7日（日）の日程で、神戸サンボーホール（兵庫県神戸市）において、「第16回レスキューロボットコンテスト」が開催されました（消防庁特別共催）。

消防庁では、自治体消防制度60周年の記念事業として第8回（平成20年）に初めて消防庁長官賞を設け、その後も継続して、先進的な科学技術の導入等により要救助者の負担軽減と効率的な救助を実現したチームに対して表彰を行い、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進に寄与しています。



第16回レスキューロボット
コンテストのポスター

2 レスキューロボットコンテストとは

日本におけるレスキュー技術の研究においては、平成7年の阪神・淡路大震災から得られた教訓を踏まえてレスキュー機器の技術的課題に関する様々な検討が行われてきました。ロボット技術の発展により、東日本大震災における福島原子力発電所事故の調査活動に活用されているものもあります。

レスキューロボットコンテストは、参加者が作成したロボットを操作し、ガレキに埋もれた人を救助するなどの課題に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさについて自ら考えるとともに、将来的にレスキュー機器等の開発に携わる青少年を育成することや、防災やレスキューの必要性について広く知ってもらうことを目的としています。

3 消防庁長官賞の受賞チーム

今回の消防庁長官賞は、「安全で確実な救助と被災者を思いやった搬送」の追及をコンセプトにレスキュー活動を行った「都工機械電気（チーム名）」が受賞し、コンテスト本選当日に消防庁消防研究センターの長尾一郎研究統括官より表彰状と盾が授与されました。



消防庁長官賞を受賞した「都工機械電気」
（大阪市立都島工業高等学校機械電気科）
※後列左端 長尾一郎 消防研究センター研究統括官

レスキューロボットコンテストでの評価のひとつに「フィジカルポイント」があり、要救助者に見立てた人形（ダミヤン）に内臓されたセンサーが力や衝撃を検出するとポイントが減少したり、時間の経過と共にポイントが減少していく仕組みです。



「都工機械電気」の迅速かつ要救助者の負担を軽減する救助方法によるフィジカルポイントの高さが評価につながり、消防庁長官賞の受賞となりました。

写真左：上半身アームで救助する「ケンタウロス」、写真右：二輪走行で要救助者を傾けることなく搬送できる「ホリゾンタルベッド」

コンテスト当日の詳細については、
レスキューロボットコンテスト公式ホームページ
<http://rescue-robot-contest.org/index.html>
を参照ください。

問い合わせ先

消防庁総務課（消防技術政策担当） 中越、小林
TEL: 03-5253-7541

平成28年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催

地域防災室

8月3日から5日に宮城県南三陸町で「平成28年度少年消防クラブ交流会（全国大会）」を開催し、全国各地の少年消防クラブ43クラブ（クラブ員227名、指導者84名、合計311名）が参加しました。

少年消防クラブ交流会は、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練や避難所体験を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、地元消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶことにより、将来の地域防災の担い手育成に資することを目的として、消防庁が平成24年度から実施しているものです。

※少年消防クラブとは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている組織で、平成27年5月1日現在、全国に約4千5百の少年消防クラブがあり、約42万人のクラブ員が活動しています。

交流会の1日目は、各クラブの自己紹介や郷土芸能鑑賞を行いました。普段あまり知る機会のない他のクラブの活動について、参加者は真剣に耳を傾けていました。その後、地元南三陸町の大森創作太鼓「旭ヶ浦」の方々に、和太鼓の演奏を披露していただきました。

2日目は、平成の森しおかぜ球場（南三陸町）において、ヨーロッパ青少年消防オリンピックの競技種目を参考に、ホースの搬送・展張やロープの結索などを取り入れた競技式の訓練をクラブ対抗により行いました。参加ク



合同訓練の様子（2日目）

ラブの中には、地元の消防署や消防団の方から指導を受けて練習に励んできたクラブもあり、これまでの練習の成果を発揮するよう一生懸命取り組んでいました。

その後、南三陸町内にある体育施設において、避難所体験として段ボールハウス作りを行いました。段ボールを使用してグループごとに区画を作り、床の上にマットを敷いた寝床で就寝しました。



避難所体験の様子（2日目）

その日の夕食は、南三陸町消防団及び南三陸町婦人防火クラブ連合会の方々に御協力いただき、災害時を想定した非常食（アルファ米、レトルトカレー、カップスープ）を作っていただきました。

最終日の3日目には、南三陸町消防団の方から震災時の状況や普段の消防団活動についての話をお聞きすることで、消防団について理解を深めました。また、地元の階上（はしかみ）中学校少年消防クラブのクラブ員から震災を経験しての活動内容についても報告していただきました。

今回、参加した少年消防クラブ員の皆さんには、この交流会3日間での体験を活かし、地元に戻ってから少年消防クラブ活動に更に励んでいただき、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍されることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
地域防災室 山野、荒木
TEL: 03-5253-7561

平成28年度「子ども霞が関見学デー」の開催

総務課

「子ども霞が関見学デー」は、文部科学省が「子ども見学デー」の一環として実施しているイベントです。子供たちが、夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、各府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として、職場見学のほか、府省庁等ごとの特色を活かし、全国の小・中学生の子供たちを対象に、広く社会を知る様々なプログラムを設け、全府省庁一斉に毎年実施しているもので、今年度は7月27日（水）、28日（木）の2日間にわたって開催されました。



全国消防イメージキャラクター「消太」も登場

消防庁では、中央合同庁舎第2号館1階アトリウム及び北側駐車場(警視庁側)にブースを設け、子供たちに「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター～君はどれだけ消防士に近づけるかな?～』と題し、4つの体験型の課題に挑戦してもらいました。



チャレンジ①「地震に負けるな!」の様子

★チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター ～君はどれだけ消防士に近づけるかな?～

☆チャレンジ①

地震に負けるな! (地震の揺れを体験しよう)

震度6強以上の揺れが起こる起震車の中で、慌てず低い姿勢をとり、机やテーブルの下に素早く隠れることができるか。

☆チャレンジ②

煙の中を突き進め! (煙の怖さを感じてみよう)

視界が悪く息苦しい煙ハウスの中で、ハンカチ等で呼吸を確保して落ち着いて進み、ハウスから脱出できるか。

☆チャレンジ③

火事だ! 火を消せ! (消火器を使ってみよう)

模擬消火器を使用し、消火器の使用手順を学び、消火効果判定器により、炎ではなく火元に向けて放水できるか。

☆チャレンジ④

ケガした人を救え! (応急たんかを作ってみよう)

身近なもの(毛布と棒)を使って、応急担架を作成し、けが人を乗せて持ち上げることができるか。



チャレンジ②「煙の中を突き進め!」の様子

子供たちは、普段触れる機会がない資器材に目を輝かせ、それぞれの課題をクリアするため、どのチャレンジにも意欲的に取り組み、各係員の説明にも熱心に耳を傾け、真剣な表情を見せていました。



チャレンジ③「火事だ！火を消せ！」の様子



チャレンジ④「ケガした人を救え！」の様子

また、「消防写真館」のコーナーでは、ミニ消防服等を着用して当庁の保有する指揮支援車と記念撮影を行う子供たちで賑わいました。



「消防写真館」の様子



「パネル展示」の様子



子供たちと「消太」の様子



「修了証」を受け取る子供の様子

2日間で1,354人の子供たち（保護者を含めると2,334人）が消防庁及び総務省を訪れ、「子ども霞が関見学デー」は大盛況のうちに幕を閉じました。

問い合わせ先

消防庁総務課 菊田、佐々木
TEL: 03-5253-7521

広域化による消防体制の充実強化

埼玉県 草加八潮消防局

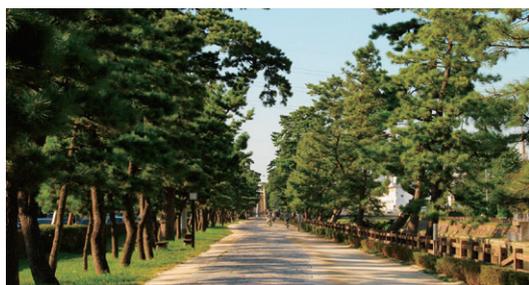
1 草加八潮消防局の概要

草加八潮消防局は、草加市と八潮市の2市消防本部の広域化（一部事務組合の新設）により、平成28年4月1日から運用を開始した消防本部です。管轄区域は、埼玉県東南部に位置し、人口約33万人、面積約45km²を有しており、中川、綾瀬川など大小様々な河川が流れ、古くは穀倉地帯として栄えた地域です。現在、管内には、東京外環自動車道、首都高速道路、東武スカイツリーライン、つくばエクスプレス等の主要な交通網が整備されており、都心や関東郊外へのアクセスも便利な地域となっています。



草加八潮消防局の位置

構成市である草加市は、草加せんべいの知名度が高く、多くの方々に愛されています。また、綾瀬川沿いの草加松原は、おくのほそ道風景地として国指定名勝に指定されています。八潮市は、県内有数の工業地域であるとともに、平成17年のつくばエクスプレス八潮駅開業により現在も開発が進んでおり、街の様子も日々変化しているところです。



おくのほそ道風景地として国指定名勝に指定されている草加松原

このような管轄区域の下、1本部2署4分署、職員数328人の体制で消防業務に当たっています。

2 消防の広域化に至る経緯

平成18年の消防組織法一部改正を受け、埼玉県では県内を7ブロックに分けた広域化推進計画が策定され、草加市と八潮市は、第6ブロック（6市1町）に位置付けられました。同ブロックでは、定期的に勉強会を開催していましたが、平成24年度に入り、埼玉県から2市での広域化について打診を受けました。地理的にも市街地が連続しており本部間の距離も約3kmと近いこと、更には消防力向上のための一手段として検討する価値があったことなどから、平成25年4月に「草加市及び八潮市消防広域化協議会」を設置しました。協議を進める中で、平成27年1月に広域消防運営計画を策定、同年3月に両市議会において広域化の議決が得られました。その後、組合運営に必要なシステム構築、例規整備その他消防業務を開始するための移行準備を進めてきました。そして、平成27年10月に草加八潮消防組合を設立し、本年2月の組合議会定例会において事務の共同処理に必要な条例案等53件の議決を受けた後、4月から広域体制の運用開始に至ったものです。



協議会の様子

協議会設置から組合設立までの2年6か月にわたる調整では、合計103回の会議を行い、財産の取扱い、給与、負担割合など127項目の調整を行いました。今回の広域化に当たっては、単独消防間で一部事務組合を新設した

ため、困難な面も数多くありました。一例を挙げると、これまで市で行っていた人事給与、財政、議会、監査等の事務が広域化後に新たに加わり、これらを実務経験の少ない消防職員が行うため、円滑に運営できるかといった課題もありました。これに対しては、広域化前に職員を市に派遣して実務研修を受けさせることや、一部の事務を構成市に委託するなどして対応を図り、4月の業務開始に向けた準備を進めてきたところです。



設立許可書交付式
(左)田中草加市長 (中央)上田埼玉県知事 (右)大山八潮市長



草加八潮消防組合発足記念式典

3 広域化の効果

広域化による効果としては、まず、増加する救急需要への対応が挙げられます。具体的には、管理部門の統合により効率化された人員を現場へ再配置し、広域化前、救急専従8隊、乗換運用2隊となっていた救急隊のうち、乗換運用1隊を専従隊とすることができました。このことにより、救急専従隊1隊当たりの管轄人口が減少し、安定した出動体制を構築することが可能となりました。

次に、出動体制の強化が挙げられますが、従来の市境に捉われず、災害現場に最も近い署所から出動することで、現場到着時間の短縮が可能になりました。また、従来であれば出動しなければならなかった隊を次の災害に備えて待機させることも可能となりました。火災出動時を例にとると、これまでの草加市では待機隊が1隊、八潮市では0隊という状況でしたが、現在では4隊を待機させることが可能になり、厚みのある出動体制を構築することができました。

4 おわりに

広域化して約4か月が経ちましたが、一部事務組合運営のため、給与、会計、財政等、消防職員では経験の少ない事務を担うこととなった職員にとっては苦労の連続であり、連日、課題と向き合っているところです。現場部門では、これまで各市で培われた活動方針等があり、引き続き調整が必要な部分もありますが、双方の優れたものを取り入れることが可能であり、より良い活動体制が作れるものと確信をしています。また、組織が大きくなったことで、職員同士が切磋琢磨するなど、今後を担う若い職員を育てる環境整備ができたことも効果の一つとして実感しています。



広域化と併せて整備された指令センター

消防の広域化が実現した今、より一層、住民の方々が安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組み、「消防が広域化して良かった」と言ってもらえるよう、広域化の効果を十分に発揮するとともに、保有する限られた消防力を有効活用し、住民の安全安心に寄与してまいります。

「小児救急支援アプリ」について

大阪府 大阪市消防局

1 小児救急支援アプリの概要

小児救急支援アプリ（以下「本アプリ」という。）は、小児（15歳未満）が突然の病気やケガをした場合に、誰でも簡単にその症状をチェックすることで、緊急性の判断を行うことができるとともに、119番通報による救急要請や救急安心センターおおさか（#7119。以下「安心センター」という。）への電話発信が可能であるほか、端末に内蔵されているGPS機能を活用して、現在地から選択された近隣医療機関の地図表示及び電話発信までのすべての操作がワンストップで行えるスマートフォン専用アプリです。

本アプリは、一般財団法人救急振興財団の「平成27年度 救急救命の高度化の推進に関する調査研究事業」の委託を受け、大阪大学医学部、大阪市立大学医学部等との共同研究により開発しました。

2 開発の目的

大阪府では、平成22年12月から#7119電話救急医療相談事業（救急安心センターおおさか）を大阪府内全市町村により共同運営しています。

平成27年中の着信件数は、26万件（1日平均約720件）を超えましたが、そのうち救急医療相談されたケースを見てみると、小児科領域の着信が実に50%を占めています。そこで、小児科領域の病気やケガの緊急性の判断が、医学的知識の少ない住民でも簡便に行えるようなシステム構築が必要と考え、本アプリの研究・開発に取り組みました。

3 小児救急支援アプリの特長

① 誰でも簡単にお子さんの病気やケガの緊急度が判断できる。

安心センターで実際に使用している医療相談プロトコル（小児用）を市民向けの分かりやすい表現に見直し、利用者に高度な医療知識が無くても、比較的簡単に症状のチェックができます。

② 利用者が次にとるべき受診行動に素早く誘導することができる。

①で出た緊急度の判定結果で、緊急度が高い場合、119番通報するように利用者を誘導することができます。また一方で、119番通報することにためらいがある場合や、更に詳しく相談したいという利用者には、安心センターへ誘導して電話接続ができ、看護師に救急医療相談をすることができます。

③ 直近の小児科系医療機関の地図を表示し案内できる。

①で出た緊急度の判定結果で、緊急度が低い場合、スマートフォンに内蔵されているGPS機能を利用して、利用者の現在地から、症状に応じた直近の小児科系医療機関（救急病院、診療所、クリニック等のうち小児科を設置しているもの）を一覧表示します。

そのうち、選択された医療機関までの地図を表示して案内することができます。

4 小児救急支援アプリの沿革

本アプリの沿革については、下図1に示すとおり、平成28年4月1日より大阪府内全域の小児科系医療機関（計1,349機関）の案内が可能となりました。

また、平成28年3月1日から平成28年7月31日までの本アプリのダウンロード数及び使用結果等については下図2に示すとおり、1か月平均で約804件のダウンロード数があり、本アプリの使用件数については1か月平均で約982件となりました。

図1

運用開始日	対応OS		小児科系医療機関 案内対象地域
	Android	iOS	
平成27年9月9日	○	×	大阪市内
平成28年3月1日	○	○	大阪市内
平成28年4月1日	○	○	大阪府内

図2

	ダウンロード数		使用件数	アプリによる利用結果						
	Android	iPhone		119番	#7119	#8000	病院検索	科目検索	様子を見る	合計
3月	165	524	900	1	13	0	337	105	51	507
4月	217	660	986	3	10	1	357	84	58	513
5月	239	634	863	0	15	1	254	34	39	343
6月	293	617	1,015	0	21	0	260	32	59	372
7月	207	465	1,145	4	22	0	252	59	73	410
合計	1,121	2,900	4,909	8	81	2	1,460	314	280	2,145

5 今後の展開

本アプリの使用において蓄積されたデータログ（利用履歴）を収集し、共同研究者の大学と連携して利用者の

受診前行動等について分析を行うことで、今後の救急需要対策の一環として施策に反映させるとともに、本アプリの更なる利便性の向上に努めてまいります。

6 タップ操作による画面遷移(イメージ)

<症状・症候のチェック画面>

発熱の場合



子育て世代に対する「救急受診ガイド」の利用促進 ～ウェブメディア「cozre マガジン」と連携した効果的な広報～

神奈川県 横浜市消防局

はじめに

横浜市消防局では、急な病気やけがで救急車を呼ぶか病院へ行くか迷ったときに、御自身で緊急性を判断するための一助となることを目的として、平成26年12月から「横浜市救急受診ガイド」（以下「救急受診ガイド」という。）の運用を開始しました。そして、これまで、救急受診ガイドの利用促進を図るため、記者発表、ホームページへの掲載、地域情報誌での紹介、イベント等でのちらし配布など積極的に広報を行ってきましたが、平成27年度に市民アンケートを実施した結果、「救急受診ガイドを知っている」と答えた市民は約20%という結果にとどまりました。この結果を受け、より効果的な普及方法について検討していたところ、株式会社コズレから救急受診ガイドの「cozreマガジン」への掲載について御提案をいただき、新たな啓発活動を行いましたので紹介します。

「cozreマガジン」での広報啓発

「cozreマガジン」とは、一般のパパママがおすすめの子連れおでかけスポットや育児グッズ情報、育児のノウハウなどを投稿する子育てウェブサイトです。このウェブサイトを経営する株式会社コズレから「cozreマガジン」に救急受診ガイドを記事化して連載することについて御提案をいただいたのですが、救急受診ガイドの利用促進を当局ホームページ以外のウェブサイトで行うことは、新しい試みであり、子どもが急な病気やけがをしたとき対応に迷う子育て世代の方々へのPRとしても有効であると感じました。と言いますのも、子育てをしている若い世代の方々には、新聞や広報誌よりもパソコンやスマートフォンなどで情報を得ることが多く、特に、「cozreマガジン」は神奈川県内で約20万人（月間ユニークユーザー）の方が利用しているため、当局のホームページにだけ掲載するよりも、何倍もの方に見ていただけることが期待できます。また、「cozreマガジン」は、行政の堅いイメージとは異なり、利用者の視点に立った実践的な情報提供と読みやすく丁寧な編集

で、広く子育て世代の共感を得ています。救急受診ガイドの掲載においても、優しい色と分かりやすい写真で紹介していただきました。



「cozreマガジン」掲載の効果

行政のホームページはなかなか手軽に見てもらえないという問題がある中、子育て世代にとっては強い関心事である育児に対応した身近なウェブサイトである「cozreマガジン」に掲載していただいた結果、連載期間中の救急受診ガイドへのアクセス件数が早くも増加とするなど、「cozreマガジン」の掲載効果を実感できました。今回、「cozreマガジン」の子育て情報に救急受診ガイドの情報を織り交ぜることで、自然とユーザーに受け入れられたのではないかと思います。これをきっかけとして、多くの方に救急受診ガイドを知っていただくことで、急な病気やけがをした際はもちろんのこと、日頃からの安心につながることを期待しています。今後も伝えたい情報を当局ホームページにとどまらず、民間企業のウェブサイトにも幅広く連携するなどして、より多くの方々のお手元に命を守るホットな情報をお届けしたいと考えています。

火災予防運動の一環として車両火災研修を実施

松戸市消防局

松戸市消防局は、平成28年3月2日、消防訓練センターにて車両火災研修を実施しました。研修は、講義と実車を使用した実験の2部構成で実施しました。講義では、車両火災を調査するに当たり必要となる自動車の構造から、火災現場における対応、車両本体の見分要領について学びました。実車を使用した実験では、高温の排気系統に漏れた油脂類や、エンジンルームに置き忘れたウエスなどの可燃



物が触れて出火する様子を確認することができました。



今すぐダクトの点検・清掃を！ ～焼肉店における火災の注意喚起～

東京消防庁国分寺消防署

東京消防庁管内の焼肉店において昨年からの火災が急増していることを受け、国分寺消防署では、6月22日から国分寺市内の各焼肉店に火災の注意喚起を行いました。

市内には、約20店舗があり、各店舗にリーフレットを配布するとともに火災の発生状況、被害の拡大・避難の困難性の特徴を伝え、ダクトの定期的な点検、清掃等の適切な維持管理をお願いしました。

各焼肉店の店長からは、焼肉店の火災急増に対する驚きと同時に危険性を再認識した様子で、危機意識の向上が図られました。



消防通信 望楼 ぼうろう

防災講座の開催

さいたま市消防局

さいたま市消防局では、7月1日（金）、さいたま市防災センターにおいて、防災講座を開催しました。

公益財団法人日本防災協会より講師をお招きし、防災の理論や防災規制、防災性能等について、実演も交えながら、大変分かりやすく説明していただきました。

講座には消防職員に加え、日頃、高齢者と接する機会が多い、市内の地域包括支援センターから介護士・看護師の方々にも御参加いただき、防災品への理解と利用促進をお願いしました。

防災品の有効性を再認識することができ、大変有意義な講座となりました。



外部講師を招き職員研修を実施

東大阪市消防局

東大阪市消防局では、「職務に対する目的意識の持ち方と職務に専念できる職場環境づくり」をテーマに研修を実施しました。

当研修では、株式会社タフ・ジャパンの鎌田修広氏を講師に迎え、目的意識の重要性や職場環境づくりについて、座学と体を動かす内容を組み合わせ理解しやすく説明していただきました。

研修に参加した職員は、鎌田修広氏の体育・防災・道徳を融合した「災強人材育成」という考えに大きな共感を生み、終始熱気の絶えない充実した研修になりました。

今後とも職員の人材育成を積極的に行い、消防力の強化に努めてまいります。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

火災調査科第31期 ～模擬家屋火災実習の概要～

消防大学校火災調査科第31期は、本年6月8日から7月27日にかけて、全国から48名の火災調査業務に従事する指導者が集まり、約2か月にわたり当該業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得し、教育指導者等としての資質の向上を目的に教育訓練に励みました。

本稿では、火災発生後の消火活動に始まり、焼け跡の中から「灰の中の真実」を求めて火災の出火原因を究明する模擬家屋火災実習の概要と取組を紹介します。

1 模擬家屋火災実習の概要

この実習は、実際の家屋同然に内装や家財等を施した約10㎡の建物を4棟仕立て、各棟で異なる原因で火災を発生させて、実際の現場と同じように火災調査業務を進めていくものです。

学生には、出火原因を知らせずに、入校期間中に火災調査書類を完成させることを全員に義務付けているため、実際の火災と同様の原因調査、鑑識等を行い、書類作成能力を身に付けることのできるものとなっています。このため、本課程を総括する実践的な訓練と位置付けて実施しているところです。

- (1) 模擬家屋燃焼実習
火災現場の指揮要領、情報収集（延焼状況、写真撮影）、消火及び残火処理要領
- (2) 現場調査実習
現場の指揮、発掘、写真撮影、図面作成、原因判定、関係者への説明要領
- (3) 鑑識実習
出火箇所にある火源となり得る物件の鑑識（アイロン・電気ストーブ・照明・テーブルタップ等）
- (4) 実験実習
出火箇所にある火源となり得る物件の出火原因再現実験（アイロン・電気ストーブ・照明・たばこ・アロマキャンドル・テーブルタップ等）
- (5) 鑑定等（X線透過装置・成分分析）
出火箇所にある火源となり得る物件内部の状況や物件に付着した炭化物の成分分析

2 模擬家屋火災実習での取組について

学生48名（4棟各12名）が主体となって、各任務分担（調査責任者、指揮者（主任調査員）、発掘者、写真撮影者、図面作成者）に基づき、火災現場の指揮要領から消火、現場発掘、鑑識、再現実験及び関係者への原因説明要領までを実施しました。

研修の最後には、作成した火災調査書類の発表会を実施し、指導者としての説明能力（プレゼンテーション能力）の向上や質問、講評等の意見交換を交えて、更なる火災調査業務の知識の向上も行いました。



模擬家屋室内の延焼状況



現場調査（発掘）の状況



鑑識実習の状況



出火原因再現実験の状況

火災調査業務は、火災の原因の究明はもとより、延焼拡大要因、消防用設備の作動状況、死傷者の発生状況等など各種消防行政の根本を支える情報源としての重要な役割を担うものであり、火災原因の究明を行うことで、類似火災の再発防止を図り、「市民の安心・安全なまちづくり」に繋がるものと考えています。

なお、本訓練の実施計画書等、より詳しい内容を御希望の方がいらっしゃいましたら、下記問い合わせ先まで御連絡いただければ、内容説明又は資料の提供をいたします。

問い合わせ先

消防大学校教務部 山口助教
TEL: 0422-46-1714



消防大学校だより

教育訓練の実施状況 (平成28年4月～7月実施分)

平成28年4月から7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名	教育訓練期間	卒業（修了）生
指揮隊長コース第15回	4月11日から21日の11日間	29名
新任消防長・学校長科第20期	4月12日から22日の11日間	18名
指揮隊長コース第16回	5月9日から19日の11日間	47名
新任消防長・学校長科第21期	5月10日から20日の11日間	37名
自主防災組織育成コース第12回	5月23日から27日の5日間	64名
救助科第73期	4月11日から6月2日の53日間	60名
危機管理・国民保護コース第6回	6月2日から8日の7日間	69名
危険物科第11期	6月22日から7月22日の31日間	42名
火災調査科第31期	6月8日から7月27日の50日間	48名
警防科第99期	6月8日から7月27日の50日間	60名
幹部科第45期	6月14日から7月29日の46日間	56名
合	計	530名

★消防大学校の最新情報は、ホームページ (<http://fdmc.fdma.go.jp/>) に掲載しています★

問い合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成28年7月24日～平成28年8月23日)

<救急企画室>

28.8.1	「平成28年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足	平成27年中の救急自動車による救急出動件数は約605万件（速報値）と過去最多となり、119番通報から病院収容までの平均所要時間は39.4分（平成27年版「救急・救助の現況」と延伸を続け、今後も高齢化の進展等による救急需要の増大が予想されます。また、大規模災害への対応など、救急を取り巻く諸課題への対応策について検討する必要があります。 今年度の標記検討会では、救急車の適正利用の推進と救急業務の円滑な活動及び質の向上等を主軸とし、救急車の適正利用の推進については、緊急度判定体系と救急安心センター事業（＃7119）の普及や効果的な広報のあり方について検討します。また、救急業務の円滑な活動及び質の向上については、救急業務に携わる職員の教育や効果的な救急業務の推進について検討します。
28.8.10	平成28年7月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員数について、平成28年7月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

<危険物保安室>

28.8.8	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び省令の公布	消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成28年6月18日から同年7月19日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、1件の御意見をいただきました。意見公募においていただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しました。
--------	---	---

<特殊災害室>

28.8.5	「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」の開催	自衛防災組織等の防災要員に対する教育及び研修のあり方を検討するため、「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。
--------	-----------------------------	---

<参事官>

28.7.25	「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会」の発足	NBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化を図ることを目的として、「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会」を開催し、消防機関がNBC等大規模テロ災害現場において、安全かつ効率的に実施するための活動要領等について検討を行っていくこととしましたのでお知らせします。
---------	--	--

<地域防災室>

28.7.29	津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況（平成28年4月1日現在）	消防庁では、東日本大震災において多くの団員が亡なられたこと等を受け津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防防災第100号「津波災害時の消防団員安全確保対策について（通知）」より、退避ルールの確立や指揮命令系統の確立、活動可能時間設定等を内容とする「津波災害消防団立や指揮命令系統の確立、活動可能時間設定等を内容とする「津波災害消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を推進してきました。 昨年度に引き続、津波災害の恐れある地域を管轄す消防団有市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」平成28年4月1日現在策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめたので公表します。
28.7.29	平成28年度少年消防クラブ交流会（全国大会）を開催します	消防庁では平成24年度から、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を開催しています。 平成24年度は岩手県で東日本ブロック大会を、平成25年度は徳島県で西日本ブロック大会を、平成27年度は徳島県で全国大会をそれぞれ開催してきましたが、今年度は宮城県南三陸町で全国大会を開催します（※平成26年度大会は台風の影響により中止）。
28.8.5	消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況（平成28年4月1日現在）	消防庁では、平成18年度から被雇用者団員（サラリーマン団員）の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等に導入の促進を図ってきました。 この度、消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況（平成28年4月1日現在）の調査を行い、調査結果を取りまとめたので公表します。
28.8.19	消防団の組織概要等に関する調査の結果（平成28年4月1日現在）	消防庁では、全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む）を対象に、平成28年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、速報値を取りまとめましたので公表します。

<防災情報室>

28.8.19	平成27年（1月～12月）における火災の状況	平成27年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。 前年と比較すると、総出火件数、火災による死者数ともに減少しています。
---------	------------------------	---



最近の通知 (平成28年7月24日～平成28年8月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成28年8月2日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災部 防災課 消防庁国民保護・防災部 防災情報室	「未来への投資を実現する経済対策」における緊急防災・減災 事業債の対象事業の拡充について
事務連絡	平成28年8月2日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	熱中症予防対策の強化について
事務連絡	平成28年8月1日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	「救急の日」ポスターの配布について（依頼）
消防予第237号	平成28年7月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技 術基準の一部改正について
消防特第139号 28高庄第6号	平成28年7月28日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制につ いて（通知）

広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日 ② 住宅防火防災キャンペーン ③ 事業所に対する消防団活動への理解と協 力の呼びかけ	救急企画室 予防課 地域防災室	① ガス機器による火災及びガス事故の防止 ② 火山災害に対する備え ③ 消防の国際協力に対する理解の推進 ④ 外出先での地震の対処	予防課 防災課 参事官 防災課



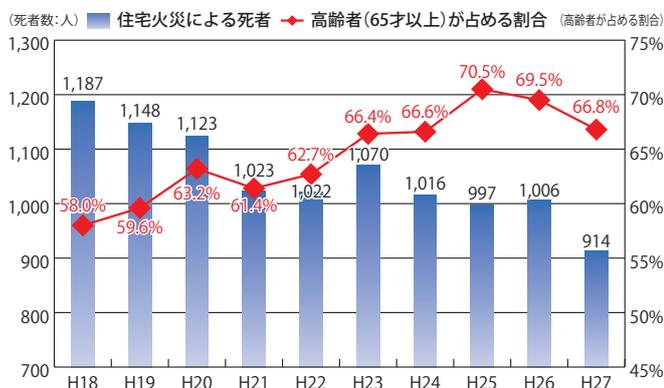
身近な
防火・防災
プロジェクト

敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」 (9月1日～9月21日)

予防課

近年の住宅火災による死者数は1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち65歳以上の高齢者が約7割を占めています。(下図参照)

住宅火災における死者数の推移 (平成18年から平成27年の10年間)



高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすること等と呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間：9月1日～21日)を実施します。

キャンペーンは、火災の犠牲者の中でも、特に高齢者の方達の被害を減らすことを目的に、9月の「敬老の日」に、お子さんやお孫さんから高齢者に「住宅用火災警報器」、「住宅用消火器」、「エアゾール式簡易消火具」または「防災品」等をプレゼントしたり、高齢者のお宅に設置してある住宅用火災警報器の作動確認や、寝たばこやストーブ・ガスこんろの使用法などへの注意喚起を呼び掛けることを推進するものです。

○ 高齢者を住宅火災から守るためには

(1) 早く知る！

住宅火災で死者が発生する要因のうち多いのは、発見が遅れ、気付いた時には火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例です。

このようなことを防ぎ、火災の発生を早く知るために、現在、各自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

この「住宅用火災警報器」は電池切れや故障の際には警報音が鳴りますが、長期間不在にした場合などは、電池切れや故障に気が付かないことも考えられますので、定期的な点検が必要です。

是非この機会に高齢者のお宅に設置されている「住宅用火災警報器」を、代わりに点検してあげましょう。

(2) 早く消す！

火災が発生したときに消火器で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。ただ、「消火器」というと、「大きいから置く場所がない」とか、「重くて火事の時にうまく使えるか不安」と思われる方も多いのではないのでしょうか。

しかし、消火器には小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者や女性でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。

特に高齢者がおられる御家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

(3) 火を拡大させない！

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、調理中の着衣着火により亡くなる高齢者もおられます。このような火災による死者を減らすため、パジャマやエプロンといった衣類や枕・布団などの寝具に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めしています。

また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。車やバイクのボディカバーなども同様に「防災品」を使用することが、放火による火災の拡大防止に大変有効です。

消防庁では、これらに加え「火災を起こさない」3つの習慣などを含めた「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」をお示ししています。

大好きな“おじいちゃん”や“おばあちゃん”が火災の被害に遭わないように、今年の「敬老の日」は、家の防火対策を考える「敬老の日」にしてみませんか？



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
—3つの習慣・4つの対策—

【3つの習慣】

- **煙たばこ**は、絶対やめましょう。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**居住所の魅力増進**をとりましょう。

全国消防庁連絡協議会
消防庁

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 小富士 齋藤 市川
TEL: 03-5253-7523



事業所の消防団活動への理解・協力について

地域防災室

○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災を始め大規模な自然災害においても、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事し、その活動は高く評価され、地域に不可欠な存在として、地域防災の中核を担っています。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続け、平成28年4月1日現在（速報値）で約85万6,400人となっており、10年前の平成18年4月1日の約90万人に比べ、約4万4,000人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者の割合は、平成28年4月1日現在（速報値）で、10年前の平成18年4月1日現在の69.4%に比べ3.5ポイント増加し、72.9%となっています。

このため、地域防災力の低下が懸念される昨今、消防団活動を維持していくためには、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっています。

○ 消防団協力事業所表示制度について

消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等における導入の促進を図っています。特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進する等の取組は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献し、当該事業所の信頼の向上につながるものです。

平成28年4月1日現在、47都道府県の1,257市町村で本制度を導入済みであり、消防団協力事業所数は、1万2,899事業所となっています。

本制度を未導入の市町村においては、本制度の趣旨を御理解いただき早急に導入するようお願いいたします。

○ 消防庁の取組

消防庁では、

- ・ 消防団協力事業所表示制度未導入市町村への制度導入の働きかけ
- ・ 消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国への普及推進の働きかけ

- ・ 従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・ 消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・ 経済団体等への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮などについて依頼）

などを実施し、事業所の消防団活動に対する理解・協力を求めています。

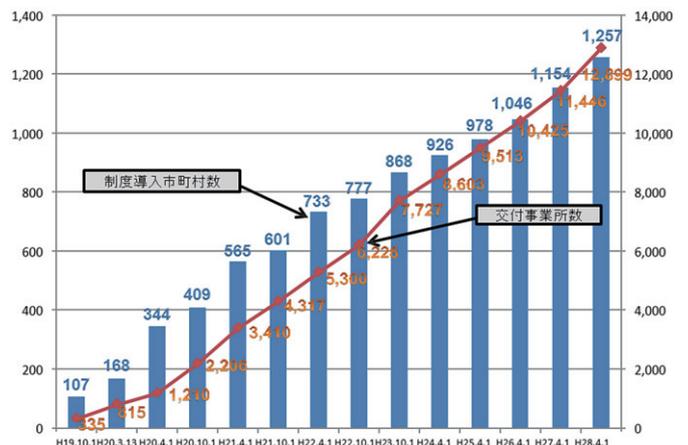
○ 地方公共団体による支援策

全国の地方公共団体では、消防団協力事業所に対する減税措置や、金融優遇措置などの支援を行っているところがあります。

例えば、岐阜県では、平成28年4月より、県内の法人及び個人事業主に対し、「県内に事業所を有し、かつすべての事業所が消防団協力事業所に認定されている」等の要件のもと、法人、個人事業税の減税を実施しています。また、長野県では、同じく平成28年4月より、消防団協力事業所の認定を受けている事業所に対し、事業活動資金を融資する制度を実施しており、貸付利率を一般枠より0.2%引き下げることとしています。

今後も、消防団活動について、一層の御理解・御協力をお願いいたします。

制度導入市町村・交付事業所数推移



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防団係
山下、今西
TEL: 03-5253-7561



9月9日は救急の日

あなたからできること

救命の連鎖



救急隊・医師へ



救命講習の受付については最寄りの消防署にお問合わせください。

救急車の適正な利用をお願いします。

詳しくはWebで検索

救急車利用マニュアル

検索

「救急車利用マニュアル」は携帯電話からでもご覧いただけます!!



〈主催〉消防庁・厚生労働省・都道府県・市町村・日本医師会・日本救急医学会・全国消防長会 〈制作〉一般財団法人救急振興財団

VEGETABLE INK このボスターは再生紙を使用し、植物インクで印刷しています。